# 度

### が変更となります 納期前納付報奨金制:

り次のとおり改定します。 金の交付率などを、 期です。 交付している納期前納付報奨 に全期分を納付された場合に なお、 6月は町県民税第1期の納 口座振替による納税 第1期の納期限まで 本年度よ

務課で変更の手続きをお願 え6月19日(金)までに役場税 納)の変更を希望される場合 納から期別または期別から全 します。 をご利用の方で納付区分(全 印鑑(認印)をご持参のう

# 納期前納付報奨金の交付率

改定内容

#### ◉平成21年度および特別徴収を開始する年度の徴収方法

平成21年度以降の公的年金に係る個人町県民税の徴収方法

#### 徴収方法 普通徴収 特別徴収 下半期 別 上半期 期 納付月・年金支給月 10月 2月 6月 8月 12月 徴収する税額 年税額の4分の1ずつ 年税額の6分の1ずつ

上半期は年税額の4分の1ずつを6・8月に普通徴収により納付していただき、 下半期は 年税額から普通徴収した額を差し引いた額を10・12・2月の老齢基礎年金等の支給月ご とに当該年金支払額から特別徴収します。

#### ●2年目以降の特別徴収方法

問い合わせ先

1期に全額納付

内線175・17 役場 税務課

6

3 万 円

納期前納付可能な納期

報奨金の限度額

0.3 %

期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
納付月・年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収する税額	133 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			年税額から仮徴収した額を 差し引いた額の3分の1ずつ		

上半期は前年の下半期の特別徴収額の3分の1ずつを仮徴収し、下半期はその年の 年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを老齢基礎年金等の支給月 でとに当該年金支払額から本徴収します。

開

催

В

### 公的年金から町県民税の 特別徴収が始まります

場や金融機関等の窓口で納付 は、 正により平成21年10月支給分 (普通徴収)が、 ていただいておりました 公的年金等に係る町県民税 従来は年4回に分けて役 地方税法の改

> ものではありません。 方法を変更するもので、

対象となる方

公的年金に係る個人町県民

るものです。 効率化といった観点から、 県民税を差し引いて年金が支 さんの利便性の向上と徴収の 正されます。 給される制度(特別徴収)に改 から前年の公的年金に係る町 二 律の制度として導入され 今回の改正は、 納税者の皆 全

により新たな税負担が生じる なお、この制度改正は納税 これ

### 対象となる税額

び均等割額 る個人住民税の所得割額およ 公的年金に係る所得に対す

※特別徴収の対象となる給与 均等割額は給与から特別徴 所得がある方については、 収されます。

問い合わせ先

内線175.176 役場 税務課

### 無料税務相談税理士による

6 月 間 10日

永

時

午後2時~4時 人30分以内

所

担 役場 東海税理士会津島支部所 当 1 階 相 談室

属

額2万円~8万円)の5%(年 る事業年度分から均等割(年 払いを受けている65歳以上の に基づく老齢基礎年金等の支 1日現在において国民年金法 税の納税義務者のうち、 4 月

※老齢基礎年金等の給付額 ません。 額を超える方は対象となり 齢基礎年金等の給付額の年 年額が18万円未満の方、当 該年度の特別徴収税額が老 O

あいち森と緑づくり税

します。 うため、平成21年度から「あ を守り育てるための事業を行 いち森と緑づくり税」を導入 かな愛知」を目指し、森と緑 県では、「山から街まで緑豊

### ●「あいち森と緑づくり税」の 概要

分から均等割(年額100 平成21年4月1日以降開始す 県民税の納税義務者の方には 円)に年額500円を、 税義務者の方には平成21年度 個人県民税(住民税)の 法人 0

0) 税理

内

相続、 贈与、 確定申告(消

費税含む)などに関する税

#### 申込方法

相談全般

さい 税務課 へ電話でご予約くだ

#### その 他

申告書等の税務書類の作成 プライバシーは守られます。 は行いません。

### 役場 税務課

予約・問い合わせ先 内線175・176

それぞれ加算してご負担いた いち森と緑づくり税」として 1000円~4万円)を「あ

### ●「あいち森と緑づくり事業\_ の概要

業を進めていきます。 ❹環境学習等の支援などの事 山林の保全❸都市緑化の推進 くために、 ●森林の整備 2里 な状態で将来に引き継いでい てくれている森と緑を、健全 私たちの快適な暮らしを支え の向上などさまざまな働きで を活用し、環境保全や防災性 「あいち森と緑づくり税

### 問い合わせ先

●あいち森と緑づくり税に関 すること

西尾張県税事務所

**②**あいち森と緑づくり事業に **3**0586(45)3169

関すること

・森林・里山林に関すること 県 農林水産部 森と緑づく

(954)6455

- ●都市の緑に関すること (954)6526建設部 公園緑地課
- 環境学習等に関すること 8954)6210県 環境部 環境政策課

# ご存じですか?

# 国民年金保険料の免除制 度

あります。 険料の納付を免除する制度が が困難な場合には国民年金保 業等で経済的に保険料の納付 必要ですが、所得の減少や失 低25年以上の保険料の納付が 60歳までの40年間のうち、最 国民年金は、20歳に加入し、

ためには、免除を受けてから 将来、有利な年金を受け取る 時に年金額が減額されます。 10年以内であれば、さかのぼっ については、年金を受給する て保険料を納めることができ ただし、免除を受けた期間

## ●免除の対象となる方

次のいずれかに該当する方

く、保険料を納めることが 困難な方 前年の所得(収入)が少な が対象となります。

- 失業により、保険料の納付 資格者証」「離職票」等が必 が困難な方(「雇用保険受給
- 地方税法に定める障害者また で、前年の所得が125万 は寡婦控除を受けられた方

申請のあった日の属する年 等)で、財産のおおむね2分 円以下の方 の1以上の損害を受けた方 度または前年度において (災害震災・風水害・火災

### 申請免除の種類

### 全額免除

円)が免除されます。 保険料の全額(14660

### 4分の3免除

残りの4分の1(3670円) を納付するものです。 保険料の4分の3を免除し、

### 半額免除

付するものです。 りの半額(7330円)を納 保険料の半額を免除し、 残

### 4分の1免除

残りの4分の3(11000 円)を納付するものです。 保険料の4分の1を免除し、

### ●免除を受けるには

の所得を確認する必要がある になります。承認には、前年 除、半額免除、4分の1免除 険料が全額または4分の3免 申請し、承認されれば、保

なお、 の対象となります。 配偶者・世帯主の所得が審査 ため、毎年申請が必要です。 所得については本人・

# 若年者納付猶予制度

するため、保険料の納付が猶 とができなくなることを防止 が、将来、年金を受け取るこ 少ない若年層(20歳台)の方 予される制度です。 他の年齢層に比べて所得が

### 本人と配偶者の所得のみで 所得要件を審査

場合、世帯主の所得を除き、 きますが、若年者納付猶予の 同じ計算式で求めることがで 定します。 本人と配偶者の所得のみで判 る所得の目安は、全額免除と 若年者納付猶予の対象とな

なる場合があります。 高いために保険料免除の対象 納付猶予の申請により対象と とならなかった方が、若年者 そのため、世帯主の所得が

### 猶予された期間は 年金額に反映されません

取る年金の受給資格期間に算 映されません。 入されますが、年金額には反 納付猶予期間は、将来受け

### 障害、遺族基礎年金を 受け取ることができます

亡といった不慮の事態が発生 ことができます。 した場合には、障害基礎年 遺族基礎年金を受け取る

※不慮の事態が生じた月の前 とができない場合がありま これらの給付を受け取るこ 々月以前の1年間に保険料 の未納期間があるときは、

### 必要なもの

• 年金手帳

印鑑

• 所得証明書、確定申告書写、 ていた方) 源泉徴収票(平成21年1月 1日現在本町以外で居住し

### 申請場所

役場 住民課

免除される期間 ~平成22年6月 平成21年7月

### い合わせ先

中村社会保険事務所 (451)3485

役場 住民課

内線121

納付猶予期間中に障害や死